

岸和田市
自動販売機設置事業者募集要項
(都市公園)

2018 年 12 月

岸和田市

目次

1	目的	1
2	公募物件	1
3	日程	1
4	応募資格要件	1
5	提案募集の条件等	2
6	応募申込手続き	6
7	質問及び回答	7
8	提案募集参加資格の審査及び通知	7
9	提案審査手続き	7
10	設置事業者の決定の取消し	10
11	許可申請等手続き	10
12	自己都合による協定解除	10
13	瑕疵担保責任等	11
14	その他	11

1 目的

岸和田市内の公共施設利用者の利便性向上を図るとともに、市有財産の有効活用により自主財源を確保するため、公共施設に設置する自動販売機の設置及び管理運営を行う事業者(以下「設置事業者」という。)を公募します。募集に参加される方は、この募集要項をよく確認し、次の事項を承知のうえ提案募集に参加してください。

2 公募物件

別添の「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」を参照ください。

3 日程

項目	日程
応募申込受付期間	2018 年 12 月 27 日(木)～2019 年2月8日(金)
質問受付期間	2018 年 12 月 27 日(木)～2018 年1月 16 日(水)
提案募集参加資格の審査結果通知	2019 年2月 13 日(水)
提案審査日	2019 年2月 20 日(水)
許可申請、協定締結の期限	2019 年3月8日(金)

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること(法人の場合は代表者)

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

- ① 岸和田市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 岸和田市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③ 落札者が岸和田市と契約を締結すること又は契約者が岸和田市との契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により岸和田市が実施する監査又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく岸和田市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 乳飲料を販売する者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の許可を受けなければならないものに限る。)にあっては、当該許可を受けている者。
- (4) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成 25 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 25 年 10 月 1 日施行)に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 国税又は岸和田市税を完納していること。

5 提案募集の条件等

(1) 設置根拠法令

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第5条第1項及び岸和田市都市公園条例(昭和 41 年条例第 15 号)の規定に基づき、岸和田市が設置事業者に対し、公園施設の設置を許可する方法により行います。

※都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「売店」に該当し、市以外の者が売店を設ける場合は、都市公園法第5条第1項に基づき、市の許可(公園施設設置許可)を受ける必要があります。本募集は、岸和田市が設定する最低使用料以上で最も高い使用料(別途定める上限額以内)を提案した者を、公園施設設置許可申請者として決定します。

(2) 設置期間

設置期間は、2019 年4月1日(月)から 2024 年3月 31 日(日)の午後5時までとします。

なお、設置期間は5年間ですが、公園施設設置許可は1年ごとに受けていただく必要があります。設置期間満了時において、設置許可の更新及び期間の延長はできないものとします。

(3) 使用料

岸和田市が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、最高の提案額をもって使用料とします。各年度の使用料は岸和田市の発行する納入通知書により、岸和田市の指定する期限までに全額納入してください。

(4) 必要経費

① 電気料金

光熱水費は設置事業者の負担とし、市又は指定管理者からの請求に基づき実費を支払うものとします。（設置事業者が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合は、市又は指定管理者に支払う必要はありません。）電気料金は別途発行する納付書により指定期日までに納付してください。電気料金（月額）の計算方法は次のとおりです。

$$\text{施設全体の電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量}}{\text{施設全体の電気使用量}}$$

ただし、指定管理者が管理を行う施設に自動販売機を設置する場合、電気料金の算定及び支払については、当該指定管理者と協議するものとします。

② 電気工事費用等

既設の電源を使用する場合は、自動販売機の電気の使用量を計る証明用電気機器（子メーター）を設置することとします。子メーターは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印又は基準適合証印が付され検定証印等の有効期間が経過していないものを設置してください。

電源を確保するために電気工事が必要な場合は、設置事業者が工事を実施し、これに要する費用をすべて負担することとします。（支柱や電線等の設置に伴い、別途占用使用料の支払が必要となることがあります。）

電気工事の要否、方法等については、市の施設所管課と協議し、その指示に従うこととします。また、工事完了後は直ちに施設所管課に報告し、その検査を受けることとします。詳しくは「物件個別明細」をご参照ください。

③ その他費用

その他、自動販売機設置・撤去に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置する自動販売機の仕様

① 設置面積

設置する自動販売機の大きさは、「物件個別明細」の設置図に設置可能範囲を示していますのでその範囲内に設置できるものとしてください。

② 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

③ 災害対応型、ユニバーサルデザイン

「公募物件一覧表」「物件個別明細」に、災害対応型、ユニバーサルデザインの指定があるものについては、それらの機能を備えた自動販売機を設置してください。

※災害対応型自動販売機とは、災害時に電気の供給が絶たれた状態でも、飲料水の提供が可能となる機能を有する自動販売機です。ユニバーサルデザインの自動販売機とは、高齢者や障害者等の利用に配慮した機能を有する自動販売機です。

(6) 設置条件

設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 設置許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。
- ② 設置期間中に4-(3)にかかる許可の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、岸和田市(指定管理者が管理を行う施設にあたっては指定管理者)と協議の上、指示に従うこと。
- ⑤ 酒類(類似品含む)、たばこの販売を行わないこと。
- ⑥ 販売品目は、缶又はペットボトル等の密閉式容器入りのお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水(乳類販売業の許可を有する者については、乳飲料を含めることができる)、氷菓子(「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」の販売品目欄に記載がある場合のみ)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 別添の「物件個別明細」に記載の販売品目の条件を満たすこと。
- ⑧ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑨ 既設の自動販売機(2019年3月31日まで設置)がある場合、撤去の後に設置すること。なお、設置許可開始日からの営業が不可能であったとしても、市は使用料の返還及びその他の補償等には応じないものとする。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個の割合で使用済容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。
- ③ 使用済容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、周辺の美化に努めること。
- ④ 自動販売機が他社との併設となる場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑥ 自動販売機の故障時等の連絡先を、自動販売機の前面のわかりやすい位置に明記するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。
- ⑦ 窃盗等の犯罪防止のための対策を講じ、犯罪の抑止に努めること。なお、釣り銭の盗難や自動販売機の毀損等が発生した場合について、市及び施設管理者はその責任を負わないものとする。
- ⑧ 自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。

(8) 指定管理者との協議

指定管理者が管理を行う施設に自動販売機を設置する場合、設置事業者は次の項目につい

て指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、これらの協議事項等については、指定管理者との間で締結する協定書で定めるものとします。

- ① 使用済容器・ゴミの回収方法について
- ② 自動販売機の設置及び商品搬入経路等について
- ③ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
- ④ 事故や故障が生じた場合等、緊急時の連絡体制について
- ⑤ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について
- ⑥ 災害時における対応について(災害対応型自動販売機のみ)
- ⑦ その他協議が必要な事項について

(9) 許可の取り消し及び変更

以下に該当する場合、設置許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

- ① 岸和田市、国又は他の地方公共団体が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
- ② 設置許可の条件に違反する行為があると認めるとき
- ③ 設置事業者が、岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年岸和田市条例第 35 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当する者(法人の場合は法人及び代表者)であると認めるとき。また、同規定に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体であると認めるとき(申込みの際提出いただく役員名簿により、該当の有無を確認します。)
- ④ その他本市が認めるとき

※①の事由により設置許可が取り消された場合、取消し月の翌月以降の使用料について月割りで設置事業者に戻します。

※②～④の事由により設置許可が取り消された場合、設置事業者は、5年間の使用料総額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を支払うこととします。

(10) 販売実績の報告

次回提案募集の参考資料とするため、設置事業者は、年度ごとの販売実績(自動販売機1台ごとの販売数量・売上額)を取りまとめ、岸和田市に報告してください。(様式は任意で可)

(11) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了又は設置許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岸和田市に請求することができません。

(12) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置・販売・維持管理等において、岸和田市又は第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

必要書類を下記提出先へ持参により申込みください。郵送、電話、ファックス、インターネット等による受付は行っておりません。なお、書類に不備が認められる場合、受付できません。また、一度申込みを受理した後は、申込み物件の訂正や取消しはできません。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市企画調整部企画課行財政改革担当 宛（市役所新館2階）

申込受付期間 2018年12月27日(木)～2019年2月8日(金)（岸和田市の休日
を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定
する休日を除く。）

【受付時間：午前9時00分～午後5時30分】

(2) 提出書類(各1部)

提出された書類は返却いたしません。

提出書類	様式		法人	個人
ア 提案募集参加申込書	様式1	原本	○	○
イ 誓約書兼同意書	様式2	原本	○	○
ウ 誓約書（暴力団排除条例関係）	様式3	原本	○	○
エ 役員名簿	様式4	原本	○	○
オ 使用印鑑届	様式5	原本	○	○
カ 現在事項証明書	法務局発行	写し可	○	
キ 印鑑証明書	法務局発行	写し可	○	
ク 印鑑登録証明書	市町村発行	写し可		○
ケ 「法人税」「消費税」「地方消費税」の納税 証明書（納税証明書その3の3）	税務署発行	写し可	○	
コ 「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税 証明書（納税証明書その3の2）	税務署発行	写し可		○
サ 岸和田市税の完納証明書	市町村発行	写し可	○	○
シ 事業者（会社）概要	自由様式	写し可	○	○
ス 設置する自動販売機に係る商品名、品質、 規格、性能等の情報を記載した書類	自由様式	写し可	○	○
セ 大阪府食品衛生法条例（平成12年条例第 14号）第5条の許可証の写し（4-(3)に該当 する場合のみ）	保健所発行	写し可	○	○

※カ～サについては、申請日前3カ月以内に発行したものに限り。

※複数物件への応募を希望される場合でも、各1部ずつ提出してください。

※指名競争入札参加資格審査申請をしているものは、2018(平成30)年度有効の「入札参加資格
申請書(契約検査課にて受付)の受理印が押印された写し」を提出する場合、オ～サの書類の

提出は省略可能です。

(3) 現場説明会

開催しません。提案募集参加希望者は、各自で事前に現地をご確認ください。なお、現地の施設管理者は、本提案募集に関する質問には応じかねますので、質問については、「7 質問及び回答」の記載に従って行ってください。

7 質問及び回答

募集(仕様)に関しての質問及び回答は、次の方法により行います。

(1) 質問受付期間

2018年12月27日(木)～2019年1月16日(水)午後5時30分まで

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式8)により行い、下記アドレスに電子メールにてご提出ください。

gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

(3) 回答日時

2019年1月23日(水)午後5時30分までに回答

(4) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載します。その他の方法による質問には一切応じられません。また、掲載内容に関する再質問は受付しません。

8 提案募集参加資格の審査結果及び通知

提出いただいた書類に基づき、提案募集参加資格の審査を行います。審査後、次のとおり、応募者に対し審査結果を通知します。

(1) 通知方法

通知は書面及び電子メールにて行います。(参加申込書に記載の電子メールアドレス宛へ通知いたします。)

(2) 通知日

2019年2月13日(水)

9 提案審査手続き

(1) 日時及び場所

① 日時 2019年2月20日(水) 午後1時～

対象グループ	対象物件	提案審査時刻
グループA	18 中公1、18 中公2、18 中公3、18 中公4	午後1時～午後2時
グループB	18 浜公1、18 浜公2、18 浜公3、18 浜公4、 18 野公1、18 千公1、18 千公2	午後2時15分～午後3時15分
グループC	18 今公1、18 宮公1、18 宮公2、18 土公1、 18 北公1、18 東公1、18 箕公1、18 作公1	午後3時30分～午後4時30分

② 場所 西側プレハブ

(2) 提案審査における注意事項

- ① 提案を辞退する場合は、事前に提案辞退届(様式9)を提出するか、提案審査当日に会場で辞退を申し出てください。正当な理由なく無届で提案審査に欠席した場合、今後の自動販売機設置事業者募集への参加を制限する等の罰則を科します。
- ② 提案審査はグループごとに行います。グループごとの提案審査開始時刻までに入室してください。提案審査開始時刻までに会場に入室されなかった場合は、提案を辞退したものとみなします。
- ③ 必要書類の提出がない場合、提案審査に参加できません。
- ④ 隣接する自動販売機を、同一事業者が重複して設置することはできません。同一提案者が隣接する複数の自動販売機について最高金額を提案した場合、公募番号が前の物件についてのみ設置事業者として決定したこととします。後ろの公募番号の物件については、次に高額となる提案金額を示した者を設置事業者とします。

重複設置ができない物件については、「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」に記載していますので、ご確認ください。

(3) 提案審査当日に必要なもの

持参書類	様式	
ア 提案要項 ※1	-	原本
イ 提案募集参加資格確認結果通知書	-	原本
ウ 使用印鑑届にて届け出た印鑑	-	-
エ 委任状 ※2	様式7	原本

※1 提案要項は、提案募集参加資格確認結果通知書とともに郵送します。必要事項を記入のうえ代表者印を押印して提案審査日に提出してください。忘れた場合は提案審査に参加できません。

※2 提案審査当日に「ウ 使用印鑑届にて届け出た印鑑」を持参できない場合は、委任状を提出し、受任者印(代理人の個人印)で提案してください。代表者の代わりに社員が来る場合でも、「エ 使用印鑑届にて届け出た印鑑」を持参する場合、委任状は必要ありません。委任状は1公募物件につき1枚提出が必要です。

(4) 提案書の記入方法

- ① 提案書は、ホームページから様式6をダウンロードのうえ、必要事項を記入・押印し、提案審査日当日に持参してください。(提案書は、提案審査当日、提案審査会場においても配布いたします。)
- ② 提案金額には、年間の使用料を記入してください。
- ③ 提案書は必ず金額の冒頭に¥マークを入れてください。また、金額の修正は認めません。金額を間違えた場合は新たに様式6をダウンロードの上、提案書を作成してください。¥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書での応募は無効となります。
- ④ その他詳細については、提案書(記入例)をご参照ください。

(5) 提案審査当日の手続き

提案審査は、グループごとに次のとおり実施します。

① 参加受付

提案審査会場への入室前に、受付担当者に提案要項及び提案募集参加資格確認結果通知書をご提出いただきます。代理人が提案審査に参加する場合は、併せて提案募集に係る委任状をご提示ください。提案審査開始時刻の 10 分前までに受付を済ませ、市職員の案内に従って提案審査会場に入室してください。

② 提案審査

提案審査開始時刻になりましたら、市職員の指示に従い、提案書をご提出いただきます。なお、提案者が一人の場合でも、審査を執り行います。

また、公正な審査が執行できないと市職員が判断した場合は、提案審査を中止する場合がございます。

※提案者は、事由の如何にかかわらず、提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができませんので、ご注意ください。

③ 開票

すべての提案者による提案書提出後、即時開票を執り行い、最低使用料以上で最高価格（別途定める上限額以内）の提案をした者を設置事業者と決定します。提案者が提案書の開票に立ち会わないときは、この提案審査事務に関係のない市の職員が立ち会います。なお、最高価格（別途定める上限額以内）での申込みが2人以上いた場合は、直ちにその場でくじ引きを行い、設置事業者を決定いたします。提案者がくじを引かないときは、この提案審査事務に関係のない市の職員が代行します。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ① 提案募集に参加する資格を有しない者のした提案
- ② 委任状を持参しない代理人のした提案
- ③ 記名押印を欠く提案
- ④ 金額を訂正した提案、又は金額の記載の不鮮明な提案
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である提案
- ⑥ 鉛筆書きによる提案
- ⑦ 談合その他の不正行為により提案を行ったと認められる提案
- ⑧ 同一の提案について、2以上の提案をした者の提案
- ⑨ 同一の提案について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者の提案
- ⑩ 同一の提案について、2以上の代理人をした者の提案
- ⑪ 提案に関し、市職員の指示に従わなかった者のした提案
- ⑫ 酒気を帯びて入場した者の提案
- ⑬ 郵送、電話、ファックス又は電子メールによる提案
- ⑭ 著しい反社会的活動を行う等、明らかに公園施設の設置許可相手方として相応しくないことが判明した者のした提案
- ⑮ 前各号に定めるもののほか、募集要項に違反した提案

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。決定を取り消された場合、取消しの事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案募集には参加できません。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに公園施設設置許可申請・協定書の締結手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合、また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを市が確認した場合
- (3) 公開の場における設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合
- (4) その他、設置者として適当でないと市が認めた場合

11 許可申請等手続き

- (1) 公園施設設置許可申請

設置事業者に決定した者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設(売店)の設置許可を受けていただきます。市の指示に従い、申請手続きを行ってください。設置期間は5年間ですが、設置許可は1年ごとに受けていただく必要があります。

- (2) 協定書の締結

設置事業者に決定した者は、岸和田市との間に、自動販売機の管理運営に関する協定書を締結します。

- (3) 手続きの期限

公園施設設置許可申請及び協定書の締結の期限は 2019 年3月8日(金)午後5時 30 分までとします。

12 自己都合による協定解除

設置事業者の自己都合により許可物件を廃止し、協定を解除する場合、廃止、解除しようとする日の6カ月以上前までに書面にて申し出てください。この場合の廃止、解除は、設置許可した物件全ての自動販売機を対象とし、物件の一部のみを解除することはできません。また、このことにより次の事項を課すこととします。

- (1) 当該年度中に支払済みの使用料は返還しません。また、電気料金については、当該年度中の実費相当額の支払いが必要となります。
- (2) 協定解除した事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案募集には参加できません。
- (3) 5年間の使用料総額の 100 分の10 に相当する額の違約金を支払うこととします。

13 瑕疵担保責任等

設置事業者は、次の場合において協定の解除、使用料の減額又は損害賠償請求を岸和田市に対してできません。

- (1) 設置許可物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵があるとの理由による瑕疵担保責任を主張するとき
- (2) 岸和田市の責に帰することができない理由によって自動販売機が滅失又は毀損したとき

14 その他

この募集要項若しくは協定書に定めのない事項については、岸和田市と設置事業者が協議の上決定することとします。